

平成22年度「第2回山梨県男女共同参画審議会」議事録

1 日 時:平成22年7月26日(月)午後1時30分～

2 審議会出席委員

(審議会委員)松葉 惇会長・飯窪さかえ会長代理

信田恵三委員・伊藤ゆかり委員・渡邊節子委員・有泉妙子委員・神津幸穂委員・

星合美紀委員・柿島美保子委員・宇佐美康司委員・内田恵美子委員・駒井哲委員

12名出席

(事務局等) 杉田企画県民部理事・輿石課長・小林総括課長補佐・岡野課長補佐・斉藤主査・

小澤副主査・若月主任

(進 行) 小林総括課長補佐

3 会議次第

(1) 開会

(2) 理事あいさつ

(3) 会長あいさつ

(4) 議 事

① 山梨県男女共同参画に関する県民意識・実態調査について

② 配偶者からの暴力及び被害者保護に関する施策の状況について

③ その他

4 概 要

◇ 開 会

◇ 企画県民部理事

◇ 会長あいさつ

◇ 事務局から

・本日の会議は、委員数15名中12名が出席しており、委員の2分の1以上の出席となっていることから、山梨県男女共同参画推進条例第22条第10項の規定により、会議を開催する。

◇ 議 事(条例第22条第9項により、会長が議長)

(1) 平成22年度 山梨県男女共同参画に関する県民意識・実態調査について

議 長 「山梨県男女共同参画に関する県民意識・実態調査」について事務局から説明願う。

事務局 〈山梨県男女共同参画に関する県民意識・実態調査について説明〉

議 長 ●ワーキンググループの委員から何か補足説明があるか。

委 員 ●特にありません。

委 員 ●資料の修正を願いたい。

P4 問 11 の設問中の選択肢ア～ケを1～9に修正。

P6 問 17 の設問中の選択肢A～NをA～M。同じく問 19 の設問中の選択肢A～JをA～Iに修正

委員	<p>問 14 「どんな方法で女性の活躍を促進するのが良いと思うか」の中で、例えば質問項目の2 「公共事業の発注に際し、女性を積極的に活用している企業を優遇する」同じく項目の5 「女性の起業家に対して融資などの支援を行う」 という2つの質問であるが、平成17年度の調査結果P65をみると、いずれの回答の結果も、他の設問と較差がありすぎる。設問として有効なのか また、「女性の起業家」と言い方はそもそも正しい言い方なのか。「融資などの支援」というのは、事業内容に対して融資を行うことであり、「女性」に特化した言い方は、差別に近い表現なのではないか。 また、優秀な女性社員を積極的に多く採用している会社を、県は一律に公共事業の発注の際に優先的に扱えるのか。それは難しいことであると思うがいかがか。</p>
事務局	<p>公共事業については、A業者B業者C業者それぞれの施工能力等を点数で評価している。 委員が御指摘の「公共事業の発注に際し、女性を積極的に活用している企業を優遇する」というのは、男女共同参画に寄与している業者について、その点数に何点かアドバンテージを与えるということ。 実際、全国で考えると、わずかではあるが実施している都道府県もある。 本県では、公共事業の発注に際し優遇するということを考えた場合、「男女共同参画の面で積極的に取り組む」ということでなく、「環境」、「子育て」・・・など県の施策として優遇しなければならない問題が多く考えられ、実務上難しい。</p>
議長	<p>「起業家」というのは、男性でも女性でもできるが、環境的には、男性の方が機能しやすいという環境があるため、女性が行動できる環境づくりをどのように整えていくのかということであれば理解できる。</p>
委員	<p>今の話題に関連して、この質問については、国や県で行った過去の意識調査の結果に即して取り組んでいる「女性のチャレンジ支援事業」に関連した質問であって、国も県も、女性が社会へチャレンジしていく姿勢を強めていこうという施策に取り組んでいる。 女性が社会貢献しようと思ってネットワークを作り、その後それをビジネスとしていこうとした時に、男性に対する融資はあったが、女性の起業に対しての支援策がなかった。そこで行政は、「女性チャレンジ支援事業」を行っていて、女性で起業を行おうとしている人に対する後押しをしている。 時代も変わってきているが、こういう形で今回意識調査した結果、現在でも女性が起業しようとする時に阻む要因が潜在しているのであれば、それを浮き彫りにしていく。今まで男性社会と女性社会のズレがあって、それを同じように平らにしていくためにはどうするのかという例として、この質問はいいのではないか。 現在でもそういう意味で、女性が社会貢献していこうとしても、男性からの視点、経済面、社会的な支援、行政支援なども進んでいないといえるかもしれない。そういう意味では、経年変化をみるという意味ではこの質問は必要である。 しかし、表現の仕方を工夫することは必要かもしれない。</p>
委員	<p>最初のページの職業の欄で「無職（主婦・主夫・学生）」という表現がある。主夫・主婦も立派な職業なので、無職の中に入れてほしくない。</p>

事務局 〇主婦・主夫は内閣府の質問項目に合わせている。特に意図はない。

委員 〇国の施策は、家庭の主婦・主夫は仕事ではないと指導している。家事は男性も手伝うものであって、女性固有の仕事ではない。だから主婦・主夫を職業と考えるのが国の意向であるので、事務局の説明は、それに合わせたという説明である。

委員 〇主婦の労働報酬というのがきちんと認められているのであればいいのであるが。

委員 〇法律的に問題が発生する場合は交通事故や離婚の際の財産分与の時である。家事労働者として評価されている。交通事故で死亡の場合、働いている間の労働の対価として家事労働者としての補償をもらうことが可能。しかしこの話と先ほどの主婦・主夫を無職とするかどうかというのは違う話である。

委員 〇国の考えではなく、男女共同参画という中では、女の人がきちんと主婦・主夫を職業として認めさせるということは必要なのではないか

委員 〇扶養家族という考えという点では、無職としてもいいのではないか。

委員 〇今の制度では、130万までは扶養家族としている。しかし、扶養家族イコール無職者とは言わない。この設問を無職としないで、仮に家事労働者（主婦・主夫）とした表現にした場合、他の設問の兼ね合いで不都合がでてこないだろうか。

事務局 〇分析するときにはわかりやすくしたままで、主婦・主夫を職業としてみていないということではない。あくまでも国と対比するという意味で同じ分類としている。深い意味があって無職（主婦・主夫、学生）としているわけではない。
〇今申したとおり国に合わせている。国は労働力調査と就業状況調査の中では、主婦・主夫を無職としている。国と対比するために、国と同じとただただでことである。

委員 〇それでは平成17年度と同じにしたらいかがか。

事務局 〇委員の方々の意見をもとに検討する。

(2) 配偶者からの暴力及び被害者保護に関する施策の状況について

- 議長 ●「配偶者からの暴力及び被害者保護に関する施策の状況について」について事務局から説明を願う。
- 事務局 ●〈配偶者からの暴力及び被害者保護に関する施策の状況について説明〉
- 議長 ●皆さんから何か意見があるか。
- 委員 ●本日出されたデータはほんの氷山の一角であろうが、我々審議会としても、その奥深くあるものについては、こういうデータを通して、その中にある様々な問題を浮き彫りにさせるように、考えていかななくてはならない。
- 委員 ●この話は実際聞いた例であるが、先程でてきた話題の家事労働者つまり主婦が、DVの被害を受けていても、自分さえ我慢していれば家庭の中もうまく治まる。と言って我慢してしまう。
自分に経済力があれば、すぐに離婚もでき自立できるが、主婦として職業をもたない女性にとっては、「どこかへ訴える」「相談機関に行ってなんとか解決しようとする」より、自分さえ我慢すればいいという意識が強い女性が多くいる。意識の中にそういう考えがまだまだ根強く残っていると聞いている。
女性の家事労働者に対する1日の労働賃金の評価が、家庭の収入の全体の中でトータルして考えたときに、職業をもっている人とのバランスと差があってはいけない。また、家族間でも家事労働者の労働をきちんと評価されていければいいが、男性の収入だけで家計をまかなっている場合、その収入を支えている男性の意識も様々である。「私が家族を養っていているという」優越感があるとすれば、DVの加害者になっても、罪の意識がない男性もいる。DVについても、経済が一番に係わっていると感じる。
- 委員 ●今の意見の関連で財産分与の考え方であるが、婚姻する前に形成した財産、また相続によって取得した財産は、それぞれの固有の財産である。
婚姻関係に入ってそこから夫婦で築いた財産は、名義が誰であっても分与の対象となる。そうであったときに専業主婦がどのくらい財産分与の対象となるかという、基本的には五分五分。妻の家事労働があったがゆえに夫婦の間でこれだけの財産が形成されたということになる。みなさんこのことを誤解されている方が多い。
特に男性の中には、「これは自分が働いた財産なのだから分与されるのはおかしい」と言う方が多いが、財産分与については、家事労働も労働として評価されている。こういうことは、これから若い世代に教育していかななくてはいけないことだと思う。
- 委員 ●今年度「民生委員、児童委員」に対してDVカードを配布するという話があったが、この方たちもいろいろ講義や研修を受ける機会が多いと思うが、DVカードを配布するにあたり、DVについて専門的な知識を研修する機会はあるのか。
- 事務局 ●今回この民生委員、児童委員に配布するというので、初めてDVカードを男性の方に紹介した。今回このカードを男性に配布していいのかということが、非常に議論になり、女性相談所とも相談し検討を重ねた。
このDVカードは、女性が1人になって、加害者の目に触れないように持っていけるようにという配慮で、女性トイレに設置して、お財布等の中に忍ばせて持っていけるようなサイズに作成している。

そうはいつでも、このカードを持ち帰れない人、例えば「自分が被害者ではない」「子どものために我慢しなければならない」と言う方にどういったアプローチをするのかという問題を今回は優先して、新しい事業に踏み切った。

そこで、これを配付していただくには誰がいいのかと考えたときに、日頃から人権意識を学ばれている民生委員・児童委員にお願いをしようと考えた。

DV という難しい問題をお願いするために、6月8日に民生委員の総会の後、地区の会長を対象として90分間説明を行った。その際には、どういう方がDV被害者なのか、どういう対応をするのか等のDVに関する詳細なパンフレットを一緒に配布した。

この事業が定着して、今まで相談できなかった方が相談機関を利用して、DVの被害者の方の助けになればいいと考えている。

委員 〇DV相談というのは、相談件数が増えることが実績となるのか。

委員 〇相談件数が増えるのが実績と言うのではなく、DV相談をできないとか、今まで隠れていた事案が表に出るような施策を行うことで防止につなげる。

相談件数がないというようになればいいのかもしれないが、相談がないイコールDVが無くなったということにならないのではないのか。

委員 〇これまで、行政機関、スーパーにDVカードを設置していたが、それは継続していくのか。

その関係もあると思うが、小さい子どもを持つ母親は専業主婦の方が多く、中でも8割近くの方が、2歳以下のお子さんを育てている。できれば子育て支援センター等への設置もしてほしい。

事務局 〇有効な箇所への設置は、引き続き設置していく。

委員 〇相談件数はわかったが、DVの相談者が男性からなのか女性なのか教えてほしい。

事務局 〇男性も女性も含めた件数であり、内訳までは相談機関から発表されていない。男性からのDV相談もあると聞いているが、件数までは把握していない。

委員 〇先ほどDVカードを見たが、非常に有効だと思う。加害者は自覚していないので、加害者に対しても、こういうものがDVだと自覚させるようなカード等を作成してはいかがか。加害者に対するDV防止策のための啓蒙も必要なのではないのか。

事務局 〇本日DV資料を配布させていただいた。今年度6月に5,000部作成し、関係機関等に配布している。その資料の中で「暴力はどのような場合を言うのか」という例示を紹介している。

議長 〇その他なにかあるか。意見もないようなので、以上で本日の議事をすべて終了する。議事進行への協力に感謝、議長の任を終える。

事務局 以上をもちまして、第2回男女共同参画審議会を閉会する。